

全国書誌通信

No. 122

2005. 11. 30

国立国会図書館

目録情報と個人情報について

—個人名標目の運用方針—

個人情報保護への対応の重要性は、図書館サービスにおいても強く認識されているところである。このたび、当館では、目録情報を個人情報保護の観点から再点検し、取扱い方針をとりまとめ、平成17年10月以降に目録作業を行う資料に対して適用を開始した。この方針は「目録情報と個人情報について」として、当館ホームページ上 (<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/personal.html>) で公開している。

ここでは、個人名標目の付記事項を中心に、運用方針および記録方法の変更点を説明する。

1. 個人名標目の根拠について

個人名の標目形（名称や読み、付記事項）は、原則として公刊された出版物に掲載されている形から採用する。

公刊された出版物には、その個人が著述等を行った出版物のほか、公刊された辞書等の参考図書を含む。また、インターネット上の情報についても、官公庁や図書館が提供するデータベース等の情報に限定して採取する場合がある。

2. 個人名標目の付記事項について

(1) 生年の付記について

識別にあたっての客観性が高いこと、また、日本の標準的な書誌データとして、諸外国の目録

目 次

目録情報と個人情報について	1
国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂 2版 第2章 図書」 和図書適用細則について	3
逐次刊行資料の書誌データにおけるアクセスポイントの拡充および 著者名典拠レコードとのリンクについて	30
国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂 2版」第13章 適用細則の改訂について	32

規則および書誌データとの国際的な整合性が求められることから、従来どおり生年(判明した場合は生没年)を付記事項として採用する。

従来は同名異人を区別する必要がない場合でも生年の付記を行ってきたが^(註)、今後、新しく典拠レコードを作成する標目については、同名異人の標目が存在する場合にだけ付記事項とする。ただし、没年が判明した場合には、同名異人の標目が存在しない場合でも生没年を付記事項とする。

また、1.で述べたとおり、生没年の採取は公刊された出版物から行うこととし、今後、個人や出版者への問い合わせは原則として行わない。

なお、伝統的に継承される人名に対しては、付記事項として世系(何世、何代目等)を採用する。

(2) 生年以外の付記事項について

同名異人が存在するにもかかわらず、公刊された出版物から生年が採取できない場合、あるいは生年だけでは同名異人の区別ができない場合には、職業・専攻等を付記事項として採用する。ただし、その場合、基本的に公刊された出版物に記載され、継続的に使用することが可能と判断される語を採用することとする。

(3) 暫定的な付記事項の採用について

生年が付記事項として採用できず、職業・専攻等も付記することが難しい場合は、代替策として、その著者等について最初に標目を作成する出版物の「出版年」を付記する。「pub.」に続けて4桁の西暦年を表記することとし、2005年の出版物によって標目を作成するのであれば、付記事項は以下の形になる。

例：pub.2005

なお、出版年の付記は暫定的な措置とし、公刊された出版物から生年や職業・専攻等が判明した場合には、その時点で付記事項を訂正する。

3. 既存データの訂正について

すでに使用している標目および典拠ファイルのデータについては、今回の変更による訂正を行わない。

ただし、標目について本人から訂正等の申し入れがあった場合には、基本的にこれに応じることとする。

(書誌調整課)

(注)『全国書誌通信』No.113(2002.11.15) p.6を参照。

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂2版 第2章 図書」 和図書適用細則について

当館では、和図書の書誌データ作成に際して適用細則を定めている。この適用細則は『「日本目録規則 1987年版改訂版」和図書適用細則』（『全国書誌通信』No. 103 : 1999. 3. 31）を引き継ぐものであり、主な変更点は次の3点である。

①加除式資料については、「日本目録規則 1987年版改訂2版 第13章」の改訂案（平成16年5月14日公開）およびその後の改訂動向に則したものとした。②責任表示で、4以上の個人名および団体名を、省略せずすべて記録することとした（内容細目を除く）。③各巻タイトルの定義を明確にした。

これらについて修正を行い、平成17年4月1日から適用を開始した。その後、平成17年8月10日に「日本目録規則 1987年版改訂2版 追加および修正」が刊行されたことにともない、この適用細則もその内容に則して改訂した。以下はその概要と全文である。

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則は、「日本目録規則 1987年版改訂2版」（以下「NCR2R」）の「第I部 記述」および「日本目録規則 1987年版改訂2版 追加および修正」（以下「NCR2R2005」）のうち、「第2章 図書」の部分の扱う。ただし、条項全体が和古書・漢籍のみに対する規定である場合および条項中に和古書・漢籍のみに対する規定がある場合、当該条項、当該規定は除外する。

また、「NCR2R2005 第13章 継続資料」のうち加除式資料について規定している部分についても、この適用細則で扱い、独自の条項番号を設定している。

2. 適用対象資料

本文が日本語の単行書（和古書を除く）を対象とする。

また、本文が日本語の加除式資料も対象とする。なお、各条文では、特に区別の必要がある場合以外は、「図書」は「加除式資料」をも含んでいるものとする。

3. 本則採用の原則

全国書誌作成機関として標準化を推進するために、NCR2R 第2章本則を採用することを原則とし、NCR2R2005についても、適宜取り入れる。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条項番号と「適用」「非適用」の語句のみを示す。条文を変更して適用する場合は、条項単位で該当条文の全文を示す。

4. 物理単位および各巻に関する事項について

記述の対象（2.0.2.1）は単行書を原則とするが、物理単位の記録（2.0.2.2 別法）も併せて採用しており、「各巻に関する事項」など、独自の条項番号を設定している箇所がある。

5. 条項の排列について

「記述すべき書誌的事項とその記録順序」（2.0.4）で定義した順序にしたがっているため、独自の条項番号を設定した箇所については、条項番号順の排列になっていない。

6. 標目について

この適用細則では、図書の記述のみを扱い、標目付与には触れていない。標目付与については、『国立国会図書館「日本目録規則 1987年版改訂版」和図書適用細則』（『全国書誌通信』No. 103 : 1999. 3. 31）の標目の部を基準とする。ただし、漢字表記のない日本人・中国人・韓

国人名は、その図書に表示されている形を標目形とすることもある。

7. 出力形式および記号法について

この適用細則はオンライン目録における書誌データの入力形式を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。ただし、書誌的事項の例示においては ISBD 区切り記号を用いる。

この適用細則中では、区切り記号として用いるスペースを□、記述中のスペースを△で示す。

「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版 第 2 章 図書」和図書適用細則

2.0 通則

この適用細則では、明治元年以降に出版された日本語で書かれた図書の記述について規定する。和古書として扱うことが適当な装丁のものは『「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」和古書適用細則』（『全国書誌通信』No. 116 : 2003. 12. 10）を参照する。

2.0.1 記述の範囲 適用

2.0.2 記述の対象とその書誌レベル

2.0.2.1 (記述の対象) 原則として、単行書と加除式資料を記述の対象とする。単行書は、固有のタイトルを有する単独に刊行された図書であり、次にあげるものを含む。

- ア) 本体と、形態的に独立しているが、固有のタイトルがない付録、補遺などからなるもの
- イ) セットものの一部をなしているもの
- ウ) シリーズの一部をなしているもの
- エ) 継続資料の一部をなしているもの（固有のタイトルをもつ別冊等）
- オ) 合刻本（2.1.1.2D 参照）

共通タイトルと巻次、回次、年次等からなるもの、共通タイトルと部編名や付録などの従属タイトルからなるものは、単行単位を分割し物理単位を記述の対象とする（2.0.2.2 別法 A 参照）。

2.0.2.1A 個々の図書のほかに、グループ全体に固有のタイトルがある単行書の集合（セットものの等）を記述の対象とすることができる。これらには次にあげるものを含む。

- ア) 固有のタイトルがある付録などと組み合わせて刊行されたもの
- イ) 図書が主体となった複合媒体資料

2.0.2.1B 非適用（2.0.2.2 別法, 2.0.2.3 参照）

2.0.2.1D 加除式資料については、書誌的事項に変化が生じたときは書誌的記録を改める。ただし、以下の場合には新たな書誌的記録を作成する（13.0.2.1A, 13.0.2.1B 参照）。

- ア) 内容の変更等にともない、新たな物理単位として刊行されたとき
- イ) 資料種別が変わったとき

2.0.2.2 (記録の書誌レベル) 非適用

2.0.2.2 別法 記述の対象に応じて、次に示す書誌レベルの記録を作成する。構成部分の記録は、内容に関する注記として記録する（2.7.3.7 参照）。

記述対象	記録の書誌レベル
単行書	単行レベル
単行書の集合	集合レベル
加除式資料	継続刊行レベル

ただし、以下の場合には、図書の1冊ずつを記述対象とする物理単位の記録を作成する。

A. 単行単位の分割

- ア) 形態的に2冊以上からなっているが、その各冊が固有のタイトルをもたない場合
イ) 部編名や付録等従属タイトルをもつ場合

B. 集合単位の分割

セットもので、単行レベルに以下のものが含まれているとき。

- ア) 総合タイトルがなく、2以上の著作のタイトルがあるもの(合刻本)
イ) 個人全集等の「索引」「補遺」等、固有のタイトルとはみなせないもの

このとき、2以上の著作のタイトルや固有のタイトルとはみなせないものを、各巻タイトルとして記録する。セットものの他の各冊の固有のタイトルも、同様に各巻タイトルとみなす(2.9参照)。初巻の刊行時に全体の刊行計画が不明なときも、集合単位を分割して書誌的記録を作成する。

2.0.2.3 (単行レベルの記録) 適用

2.0.2.3 任意規定 非適用

2.0.2.3A 複数の集合単位もしくは構成単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。上下関係にないとき、関係が不明のときは、表示順に記録する。

2.0.2.3B この適用細則では規定しない。

2.0.2.4 (集合レベルの記録) セットもの等を記述の対象とするときは、集合単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。

2.0.2.4A 適用

2.0.2.4B この適用細則では規定しない。

2.0.2.5 (構成レベルの記録) 非適用

2.0.2.5A 非適用

2.0.2.5B この適用細則では規定しない。

2.0.2.6 (継続刊行レベルの記録) 加除式資料を記述の対象とするときは、継続刊行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。集合単位はシリーズに関する事項として記録する(13.0.2.3参照)。

2.0.3 記述の情報源

2.0.3.0 (記述の基盤) 加除式資料については、出版開始年月を除き、最新号を記述の基盤とする(13.0.3.0参照)。

2.0.3.1 (記述の情報源) 記述のよりどころとする情報源は、図書を構成する各部分に基づいて、次の優先順位とする。

- ア) 標題紙(標題紙裏を含む)、奥付、背、表紙(裏表紙を含む)。奥付がカバーにのみ表示されているときは、該当部分を切り取り本体に貼ることで、奥付とみなす。発行年月がカバーにのみ表示されているときは、該当部分を切り取り奥付に貼付するか転記することで、奥付に表示されているとみなす。

イ) その図書本体のア)以外の部分

ウ) カバー、箱等

エ) その図書以外の情報源

2.0.3.1A 非適用

2.0.3.1B 適用

2.0.3.2 (各書誌的事項の情報源) 各書誌的事項の情報源は、次のとおりとする。

- ア) タイトルと責任表示……標題紙(標題紙裏を含む), 奥付, 背, 表紙(裏表紙を含む)
- イ) 版……標題紙(標題紙裏を含む), 奥付, 背, 表紙(裏表紙を含む)
- ウ) 出版・頒布等……標題紙(標題紙裏を含む), 奥付, 背, 表紙(裏表紙を含む)
- エ) 形態……その図書から
- オ) シリーズ……標題紙(標題紙裏を含む), 奥付のページ, 背, 表紙(裏表紙を含む)
- カ) 各巻……標題紙(標題紙裏を含む), 奥付, 背, 表紙(裏表紙を含む)
- キ) 注記……どこからでもよい
- ク) ISBN, ISSN, 入手条件・定価……どこからでもよい

2.0.3.2B 適用

- 2.0.3.2C 所定の情報源以外から得た書誌的事項は, 補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する(以下「補記する」)。

2.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は, 次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 並列タイトル
- (3) タイトル関連情報
- (4) 巻次, 回次, 年次等および部編名
- (5) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示
- (2) 特定の版にのみ関係する責任表示
- (3) 付加的版表示
- (4) 付加的版にのみ関係する責任表示

ウ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地, 頒布地等
- (2) 出版者, 頒布者等
- (3) 出版年月, 頒布年月等
- (4) 製作項目(製作(印刷)地, 製作(印刷)者, 製作(印刷)年月)

エ) 形態に関する事項

- (1) ページ数, 図版数等
- (2) 大きさ
- (3) 付属資料

オ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名
- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズに関係する責任表示
- (5) シリーズの ISBN, ISSN
- (6) シリーズ番号等およびシリーズの部編名
- (7) 下位シリーズの書誌的事項

カ) 各巻に関する事項

- (1) 各巻タイトル
- (2) 各巻並列タイトル
- (3) 各巻タイトル関連情報
- (4) 各巻巻次, 回次, 年次等および各巻部編名
- (5) 各巻に係る責任表示

キ) 注記に関する事項

ク) ISBN, ISSN, 入手条件に関する事項

- (1) ISBN
- (2) ISSN
- (3) 入手条件・定価

2.0.4.1 (2言語以上の同一書誌的事項) 同一書誌的事項が2言語(文字)以上で表示されている場合, 並列タイトル, 並列シリーズ名, 各巻並列タイトルを記録し, その他の書誌的事項は日本語のものを記録する。

2.0.5 記述の精粗

記述の精粗は原則として第2水準(標準の書誌的事項)を採用し, これらに若干の書誌的事項を加える。

2.0.6 記録の方法

2.0.6.1 (転記の原則) 図書を記述するとき, 次の書誌的事項は, 原則としてその図書に表示されているままに記録する。ただし, 特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項
- オ) 各巻に関する事項

2.0.6.1A 非適用

2.0.6.2 (目録用の言語・文字) 適用

2.0.6.2 別法 非適用

2.0.6.3 (文字の転記) 漢字は, 原則として所定の情報源に使用されている字体で記録する。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが, 変体がなは平がなに改める。

簡体字は「中国簡化文字表」(『大漢和辞典』修訂第2版(大修館書店刊, 1989-1990) 附録), 『中日辞典』(小学館刊, 1992) により対応する漢字に置き換え, 注記で説明を加える。

ローマ字, キリル文字等欧文文字は原則としてそのまま記録するが, 大文字および句読点の使用法は, 当該言語の慣行に従う。会社名・団体名, コンピュータ用語等のローマ字表記は固有名詞として扱い, 一般に通用している表示のままに記録する。

Ten△years△after (情報源の表示: Ten Years After)

INAX

TOKIO

PowerPoint

表示のとおり転記することが不可能なハングル, アラビア語等の文字は, 日本語に置き換えたものを補記し, 注記において説明を加える(2.7.3.1ウ), 2.7.3.2ウ) 参照)。その他の「JIS X 0208: 1990」の外字の取り扱いは, 「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」(『全国書誌通信』No. 100: 1997. 12. 10 参照) に従う。

文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

2.0.6.3 別法1 非適用

2.0.6.3 別法2 非適用

2.0.6.4 (数字の記録) タイトルと責任表示に関する事項(巻次、回次、年次等および部編名を除く)、シリーズに関する事項(シリーズ番号等およびシリーズの部編名を除く)、各巻に関する事項(各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名を除く)においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。漢数字とアラビア数字等、情報源により表示の文字種が異なる場合、原則としてアラビア数字を記録する。表示の違いについては注記しない。その他の書誌的事項においては、数量や順序などを示す数字はアラビア数字とする(2.1.6.2参照)。

零八・一五

ファイナルファンタジー11 (情報源の表示: ファイナルファンタジーXI)

2.0.6.5 (再現不能の記号等の記録) 記号等は、原則としてそのまま記録する。表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換えたものを補記する。さらに必要があるときは注記において説明を加える(2.7.3.1ウ), 2.7.3.2ウ)参照)。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。記号の取り扱いは「和図書データに使用する文字種取り扱い基準」に従う。

[ホツマツタへ] (情報源の表示: 𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎)

遊・戯・王 (情報源の表示: 遊☆戯☆王)

2.0.6.6 (誤記, 誤植) 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、誤った形は必要とみなせば注記する(2.7.3.0ア)参照)。

2.0.6.7 (ISBD 区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.0.6.8 (記入における記述の記載位置) この適用細則では規定しない。

2.1 タイトルと責任表示に関する事項

2.1.0 通則

2.1.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 本タイトル

イ) 並列タイトル

ウ) タイトル関連情報

エ) 巻次, 回次, 年次等および部編名

オ) 責任表示

2.1.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.1.0.3 (複製本) 複製本の場合、原本ではなく複製本自体のタイトル, 責任表示等を記録する。必要に応じて原本の書誌的事項を注記する(2.7.3.3イ), ウ)参照)。

2.1.1 本タイトル

2.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲) 図書に表示されているか, 表示がない場合でも, それによって図書が同定識別される固有の名称が本タイトルである。その中には次に示すようなものもある。

ア) 総称的な語, イニシアル, 著作者名(団体名も含む)のみのもの
詩集

梅原龍三郎

イ) 識別上必要な数や文字と不可分なもの

5万分の1地形図における栃木県の地名索引

MAB1□ : □図書館用機械交換フォーマット

ウ) 唯一のタイトルが日本語でないもの (本文の言語を注記する。2.7.3.0イ) 参照)

An△introduction△to△Brazil (注記「本文は日本語」)

部編や付録等の従属タイトルは、部編名として、巻次、回次、年次等と同様に扱う (2.1.6.1参照)。

2.1.1.1B 適用 (2.7.3.1オ) 参照)

2.1.1.1C 別タイトルは、タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。

ヴィクトールあるいは権力の座についての子供たち

シャーロック・ホームズ対ドラキュラ□ : □あるいは血まみれ伯爵の冒険

2.1.1.1C 別法 非適用

2.1.1.1D 本タイトルの上部または前方に表示されている先行事項 (冠称、角書きなど、タイトルを限定修飾するもの、またはタイトルに関連して表示されているもの) は次のように記録する。

ア) 先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。

ひと目でわかる労災保険給付の実務 (情報源の表示 : ひと目でわかる労災保険給付の実務)

イ) 本タイトルの一部としてみなされず、別個の書誌的事項として判断される場合は、情報源における表示の順序にかかわらず、当該書誌的事項の所定の記録順序に従って記録する。

①タイトル関連情報

A) サブタイトル (本タイトルを説明する語句)

競争法□ : □実務研究 (情報源の表示 : 実務研究 競争法)

B) 歌集、画集や、シンポジウム、共同研究等、作品形式や著作の形式を表すもの。ただし、これらの形式が強調されている場合は本タイトルの一部とする。

戦争・平和・こどもたち□ : □ロバート・キャパ写真集

(情報源の表示 : ロバート・キャパ写真集戦争・平和・こどもたち)

随筆私本太平記 (情報源の表示 : 随筆私本太平記)

②巻次、回次、年次等および部編名

物理の散歩道. □続 (情報源の表示 : 続 物理の散歩道)

③著者。ただし、著者名を含めないとタイトルとしての特定性が低いもの、著者名を冠したタイトルで知られているものは、著者名を含めてタイトルとする。

有機機器分析入門□ / □シギア, ストルテン [著]

(情報源の表示 : シギア・ストルテン有機機器分析入門)

ワトソン看護におけるケアリングの探究□ / □ジーン・ワトソン著

(情報源の表示 : ワトソン看護におけるケアリングの探究)

④版表示

国史大系. □-□増補 (情報源の表示 : 増補国史大系)

⑤シリーズ名

生理. □-□ (歯科衛生教本) (情報源の表示 : 歯科衛生教本生理)

⑥注記 (2.7.3.1キ) 参照)

遺跡発掘調査報告書の地名は「○○所在」と注記に記録する。

桑島館跡 (注記「石川県白峰村所在」) (情報源の表示 : 石川県白峰村桑島館跡)

2.1.1.1E 標題紙、奥付、背、表紙に表示されている各タイトルが異なるときは、適切なタイトルを本タイトルとして記録する。適切なタイトルとは、①日本語のもの、②複数の情報源に共通するタイトルまたは詳しいタイトルである。

本タイトルとして選定しなかったタイトルが2種類以上ある場合は、本タイトルの情報源を注記する。1種類しかない場合は、本タイトルとして選定しなかったタイトルおよびその情報源を注記する。ただし、タイトルの違いが微細なときは注記しない。異なるタイトルを並列タイトル、タイトル関連情報、シリーズ名、各巻タイトルとみなした場合は注記しない(2.7.3.1ア)参照)。

2.1.1.1F 加除式資料については、本タイトルに変化が生じた場合、従来記録していた本タイトルを変化後のタイトルに改める。変化前のタイトルは注記する(2.7.3.1ク)、13.1.1.3参照)。

2.1.1.2 (記録の方法) 適用

ひと目でわかる労災保険給付の実務

(情報源の表示:ひと目でわかる労災保険給付の実務)

2.1.1.2A かなのルビは、本タイトルとしては記録せず、タイトル標目として記録する。漢字のルビは、該当する文言のあとに丸がっこを付して記録する。

IT(情報技術)(情報源の表示:「IT」に対応するルビとして「情報技術」)

2.1.1.2B 所定の情報源にタイトルの表示がない場合は、目次や外箱等に表示されているタイトルを本タイトルとして補記し、その情報源を注記する。また、図書中のどこにもタイトルの表示がないときは、適切な情報源による本タイトルか、目録担当者が決定した簡潔で説明的な本タイトルを補記し、その情報源を注記する(2.7.3.1ア)参照)。

2.1.1.2C 合集等で、所定の情報源にその図書全体の総合タイトルが表示されていて、同時にその図書に収録されている著作それぞれのタイトルが表示されているときは、その総合タイトルを本タイトルとして記録し、それぞれの著作のタイトルは、各巻タイトルまたは内容細目(注記)として記録する(2.9.0、2.9.1、2.7.3.7ア)参照)。

ハンス・カロッサ全集。□第3巻□/□ハンス・カロッサ[著]。

第3巻:□ドクトル・ビュルガーの運命□/□ハンス・カロッサ[著]□;□田口義弘訳。□逃走□/□ハンス・カロッサ[著]□;□田口義弘訳。□青春の変転□/□ハンス・カロッサ[著]□;□金子英雄訳

文学は何ができるか。

内容:□文学と前衛性□/□山村嘉己著。□文学の自律性□/□植松健郎著。□文学の党派性□/□小川悟著。□文学における負の領域□/□小川雅也著。□文学の前衛性と構造主義□/□渡辺幸博著

2.1.1.2D 図書全体に対応する総合タイトルがなく、図書の内容をなす各著作のタイトル等が表示されているときは、これらのタイトルと責任表示等を所定の情報源に表示されている順で列記する。同一著者の場合でも責任表示は省略せず、それぞれ記録する(2.1.5.2F参照)。

紫式部日記□/□紫式部[著]□;□阿部秋生校註。□和泉式部日記□/□和泉式部[著]□;□阿部秋生校註(情報源の表示:紫式部日記・和泉式部日記 阿部秋生校註)

2.1.2 資料種別 適用

2.1.3 並列タイトル

2.1.3.1 (並列タイトルとするものの範囲) 本タイトルとして選定するタイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトルで、所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

- ア) 本タイトルに対応する別言語および別の文字（またはその一方）のタイトルで、この言語および別の文字（またはその一方）の本文があるもの。
- イ) 本タイトルと別言語の原タイトルで、原本の本文はないが所定の情報源に本タイトルと同等、または単独で表示されているもの。原タイトルは注記としても記録する（2.7.3.1 エ）参照）。
- ウ) 相当する言語の本文はないが、所定の情報源に本タイトルと同等、または単独で表示されているもの。

2.1.3.1A 適用

- 2.1.3.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う（2.0.6.3 参照）。

東京大学総合研究博物館所蔵関野貞コレクションフィールドカード目録□=□Catalogue
△of△field△cards△of△Sekino△Tadashi△collection

(情報源の表示: CATALOGUE OF FIELD CARDS OF SEKINO TADASHI COLLECTION)

2.1.3.2 別法 非適用

2.1.4 タイトル関連情報

- 2.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、総合タイトルのない場合の各著作のタイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、タイトルのあとに続くものが多いが、タイトル先行事項としてタイトルの上部や前方に表示されていることもある。タイトル関連情報には、サブタイトル、作品形式や著作形式を含む。キャッチフレーズ等はタイトル関連情報とみなさない。

- 2.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル（並列タイトルがある場合は、並列タイトル）に続けて記録する。同一著者の2以上のタイトルに共通するタイトル関連情報は、それぞれのタイトルに続けて記録する。ただし、それぞれに記録することが適当でないと判断される場合には、最後のタイトルのタイトル関連情報として記録する。巻次、回次、年次等および部編名により異なるサブタイトルは、微細な違いを除き注記する（2.7.3.1 カ）参照）。タイトル関連情報は、本タイトルとしたものとともに表示されているものを記録する。

2.1.4.2 別法 非適用

- 2.1.4.2A 2以上のタイトル関連情報があるときは、所定の情報源における表示順ではなく、本タイトルとの繋がり（強弱）の順で記録する。例えば、サブタイトルは作品形式より先に記録する。

まつりと行事□: □川里の民俗□: □写真集

(情報源の表示: 写真集まつりと行事 川里の民俗)

2.1.6 巻次、回次、年次等および部編名

- 2.1.6.1 (巻次、回次、年次等および部編名とするものの範囲) 巻次、回次、年次等（以下「巻次等」）は、資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけである。巻次等の前後に、それを修飾する語がついているものもある。部編名（「付録」等の従属タイトルを含む）も巻次等と同様に扱う。

- 2.1.6.2 (記録の方法) 情報源に表示されている形で記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。巻次等については、数字はアラビア数字を用いる（2.0.6.4 参照）。年次の省略形は完全形にして記録する。

巻5 (情報源の表示: 巻五)

第3章 (情報源の表示: 第参章)

2004 (情報源の表示: '04)

平成2年 (情報源の表示: 2年)

巻次を修飾する語は、可能ならば「NCR2R 付録2 略語表」で定められた略語を用いる。

no. (情報源の表示: number)

v. (情報源の表示: volume または vol.)

pt. (情報源の表示: Part)

複数の巻次等が表示されているときは、同格のものは丸がっこに入れて記録し、下位のものはスペースに続けて記録する。同格の場合、巻次または回次と年次の双方が表示されているときは年次を、巻次等と部編名の双方が表示されているときは部編名を、丸がっこに入れて記録する。情報源により西暦紀年と元号等で年次の表示が異なるときは、顕著なものを記録する。情報源に巻次等とともに巻次等と同格の版表示が表示されているときは、巻次等を記録し、版表示は記録しない (2.2.1.2 別法参照)。

漢詩で詠む中国歴史物語。□3 (近代編)

社労士基本書。□2003年度版△上巻 (労働保険編)

社労士基本書。□2003年度版△下巻 (社会保険編)

2.1.6.2A 情報源に表示されていなくても、識別のため必要なときは、巻次等を補記する。

2.1.6.3 巻次等および部編名により異なるサブタイトルは、微細な違いを除き注記する (2.1.4.2, 2.7.3.1カ) 参照)。

2.1.6.4 加除式資料については、原則として巻次等および部編名を記録しない (13.3.0.0 参照)。

2.1.5 責任表示

2.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、直接的な著作者、すなわち本文の著者、編さん者、画家、撮影者などのほか、間接的な原作者、编者、撰者、述者、脚色者、監修者、監訳者、訳者、校訂者などを含む。その他、指導、構成、取材等の様々な著作関与者は、著作責任者と判断される場合は責任表示とする。解説者等は、古典、図文集等の解説抜きには成り立たない著作の場合は責任表示とする。

主催者、共催者、多数の分担執筆・訳者、校閲者、訓点者、協力者は、必要とみなせば注記する (2.7.3.2イ) 参照)。

「編集」と表示されていても、著作責任がないと判断すれば責任表示としない。

2.1.5.1 別法 非適用

2.1.5.1A 本タイトル、タイトル関連情報およびシリーズ名中に表示されている著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

村上節太郎がとらえた昭和愛媛□/□村上節太郎 [撮影]

金融サービスの高度化とリスクマネーの供給拡大に向けて□: □産業構造審議会産業金融部会中間報告□/□産業構造審議会産業金融部会 [著]

時間への失墜□/ E. M. シオラン [著] □; □金井裕訳. □-□ (E. M. シオラン選集□/□ E. M. シオラン [著] □; □4)

(情報源の表示: E. M. シオラン選集4 時間への失墜 訳者 金井裕)

2.1.5.1B 非適用 (2.1.5.2D 参照)

2.1.5.1D 2以上の個人や団体が表示されている場合は、次のようにする。

ア) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわらずこれら全体を一つの責任表示とする。

ああ言えばこう食う□/□阿川佐和子, 檀ふみ著

イ) 原著者と翻訳者のように, 異なる役割を果たしているものがあるときは, その役割ごとに別個の責任表示とする。

水美容健康法□/□アンナ・セルビー著□; □佐藤志緒訳

2.1.5.1E 非適用

2.1.5.1E 任意規定 非適用

2.1.5.1E 別法 一つの責任表示における個人名や団体名は, 表示のままにすべて記録する。

2.1.5.1F 加除式資料については, 責任表示に変化が生じた場合, 従来記録していた責任表示を変化後の責任表示に改める。変化前の責任表示は注記する (2.7.3.2エ), 13.1.5.3参照)。ただし, 内部組織名の変更等, 重要な変化とみなさない場合には注記を省略する。

2.1.5.2 (記録の方法) その図書の著者 (個人または団体) あるいはその著作に関与した副次的な著者 (原著者, 編者, 訳者, 校訂者等) と役割を示す語句 (著, 共著, 作, 文, 画, 撮影, 作曲, 編, 編著, 編纂等) を記録する。役割を示す語句の中で, 著作は「著」, 編集は「編」, 翻訳は「訳」に省略する。その他の語句 (編集責任, 責任編集, 総編集, 総監修, 企画・編集等) は表示のままに記録する。

日本の神道□/□つださうきち著

マッチ売りの少女□/□野坂昭如文□; □米倉斉加年絵

乗物万歳□/□阿川弘之, 北杜夫対談

翰苑□/□竹内理三校訂・解説

役割を示す語句が外国語のみの場合は, 日本語に訳し, 補記する。

[著] (情報源の表示: by)

[編] (情報源の表示: edited by)

[編纂] (情報源の表示: compiled by)

[撮影] (情報源の表示: photo)

かなで表示されている外国人名は, イニシアルにはピリオド (.), 姓名の間は中黒 (・) を付ける。複合姓やミドルネーム等の区切り記号は原則として表示のままとする。

ジャン△ポール・サルトル

ジャン＝ポール・サルトル

ジャクソン・ブラウン△Jr.

ジャクソン・ブラウン, Jr.

2.1.5.2A 責任表示には, 所定の情報源のうちもっとも適切な表示を選んで記録する。例えば, 原綴形とかな形が表示されている場合には, かな形を記録し, 本名とペンネームが表示されている場合は, ペンネームを記録する。記録しない表示形は必要とみなせば注記するが, 言語や文字種の違い (原綴と片かな, 漢字と平かな等) や表示形の微細な違い (イニシアル形と完全形等) は注記しない (2.7.3.2ア) 参照)。団体名ではもっとも詳しい形を適切な表示とみなし, 表示の違いについては注記しない。

分子会合体とその触媒作用□/□Janos△H. フェンドラー, Eleanor△J. フェンドラー著

□; □妹尾学, 木瀬秀夫訳 (標題紙の表示: Janos H. Fendler, Eleanor J. Fendler)

2.1.5.2B 適用

ジェファソンの民主主義思想□/□ジェファソン [著] □; □ソール・K. バドーヴァー

編□; □富田虎男訳

方丈記□/□鴨長明 [著] □; □市古貞次校注

2.1.5.2C 適用

2.1.5.2D 情報源に表示されていない語句等を、必要とみなした場合は責任表示として補記する。古典等で著者が容易に判明した場合は補記する。日本人は姓もしくは名のみの場合、表示されていない名もしくは姓を補記する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。

貿易政策と競争政策□/□ [OECD] [著] □ ; □経団連国際経済部訳

源氏物語□/□ [紫式部] [著] □ ; □阿部秋生校注

馬琴書翰集成□/□ [滝沢] 馬琴 [著] □ ; □柴田光彦, 神田正行編

京都市の主な出資法人の概要□/□ [京都市] 総務局総務部行政改革課編

情報源の表示に役割を示す語句がない場合、またはタイトルと責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要がある場合は、これを補記する。

風景□/□土門拳 [撮影] □ ; □菅野梅三郎編

2.1.5.2E 識別上必要でないとき、次のものは省略する。

ア) 学位、役職名等の肩書、所属団体名やそのイニシアル、郷貫、号、字、居住地など
丹羽太左衛門著 (情報源の表示: 農学博士丹羽太左衛門)

イ) 丸がっこに入っている同格の名称

国立国会図書館 (情報源の表示: 国立国会図書館 (National Diet Library))

ウ) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句。後に付される法人組織等を示す語句は省略しない。

文化財研究所東京文化財研究所

(情報源の表示: 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所)

日本図書館協会 (情報源の表示: 社団法人日本図書館協会)

東芝 (情報源の表示: 株式会社東芝)

森永製菓株式会社 (情報源の表示: 森永製菓株式会社)

エ) 団体の創立の動機、趣旨を示す語句

人と防災未来センター (情報源の表示: 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)

オ) 役所・役場の語句

三鷹市 (情報源の表示: 三鷹市役所)

ただし、例外として以下のような場合は省略しない。

ア) 省略すると名もしくは姓のみとなる場合

ストー夫人

イ) 識別のために称号、尊称、敬称などが必要な場合

ファビオラ王妃

サー・トマス・ブラウン

ウ) 世系

六代目尾上菊五郎

パウロ4世

エ) 山号

身延山久遠寺

オ) 旧姓

鏡屋 (一見) 真理子

2.1.5.2F 総合タイトルがない図書の場合、著作ごとに責任表示を記録する (2.1.1.2D 参照)。

紫式部日記□／□紫式部〔著〕□；□阿部秋生校註．□和泉式部日記□／□和泉式部〔著〕
□；□阿部秋生校註（情報源の表示：紫式部日記・和泉式部日記 阿部秋生校註）

2.2 版に関する事項

2.2.0 通則

2.2.0.1（書誌的事項） 適用

2.2.0.2（区切り記号法） この適用細則では規定しない。

2.2.1 版表示

2.2.1.1（版表示とするものの範囲） 適用

2.2.1.1A 適用

新装版

縮刷版

机上版

復刻版

2.2.1.1B 版として表示されていても、実際は他の書誌的事項に相当する場合は、他の書誌的事項として扱う。

ア) 巻次等に相当する場合は、巻次等として記録する

文化人名録．□第26版

イ) 異版がない場合、本タイトルを修飾するものは、タイトル関連情報として記録する。私家版、限定版は、タイトルとの結びつきが強ければタイトル関連情報、結びつきが弱ければ注記として記録する（2.7.3.0エ）参照。

明治・大正を食べ歩く□：□カラー版

日本の探鳥地□：□決定版

ウ) オンデマンド版は注記として記録する（2.7.3.3ウ）参照。

「版」と表示されていても「刷」と判断されるときは「刷」とみなす。初版の前書きしかないものや初版から数か月で出版された2版、小説で版次のあるもの等の場合である。

2.2.1.1C 刷次は原則として記録しない。ただし、刷次の表示中に特に改訂、増補等の表示があれば、これを版表示または付加的版表示として記録する（2.2.3参照）。

第2刷補訂

第3版，□第7刷補訂

2.2.1.2（記録の方法） 非適用

2.2.1.2 別法 情報源における表示のまま記録し、補記した事項は角がっこに入れる。情報源により版表示が異なる場合は、顕著なものを記録する。数字はアラビア数字に置き換える（2.0.6.4参照）。外国語の版表示の場合、可能な部分は『英米目録規則第2版』の略語表で定められた略語を用いる。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

改訂新版

第2版

改訂版

改稿版

増補

再版

改訂新装版

復刊

ニューエディション

2nd△ed. (情報源の表示: second edition)

Rev. ed. (情報源の表示: Revised Edition)

次の版表示は記録しない。

ア) 初版

イ) 他の書誌的事項と結合していて、すでに他の箇所でも記録されている版表示

ウ) 情報源に巻次等とともに表示されている、巻次等と同格の版表示 (2.1.6.2 参照)

総合タイトルのない図書の各著作の版次は、版表示としてではなく、タイトル関連情報として記録する。

2.2.1.2A 加除式資料については、版表示に変化が生じた場合、従来記録していた版表示を変化後の版表示に改める。変化前の版表示は注記する (2.7.3.3 エ), 13.2.1.3 参照)。ただし、情報源にない、資料の種別を示す表示や、定期的な改訂、あるいは頻繁な更新を示す表示は版表示として扱わず、注記もしない (13.2.1.1A 参照)。

2.2.2 特定の版にのみ関係する責任表示

2.2.2.1 (責任表示とするものの範囲) 適用

2.2.2.2 (記録の方法) 適用

2.2.3 付加的版表示

2.2.3.1 (付加的版表示とするものの範囲) 適用

2.2.3.2 (記録の方法) 記録の方法は 2.2.1.2 別法による。

担保物権法講義案. □-□3 訂版, □補正版

(情報源の表示: 担保物権法講義案

3 訂版

平成 6 年 5 月

第 1 刷発行

平成 12 年 6 月

補正版発行)

2.2.4 付加的版にのみ関係する責任表示

2.2.4.1 (責任表示とするものの範囲) 適用

2.2.4.2 (記録の方法) 適用

2.3 資料(または刊行方式)の特性に関する事項 適用

2.4 出版・頒布等に関する事項

2.4.0 通則

2.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 出版地, 頒布地等

イ) 出版者, 頒布者等

ウ) 出版年月, 頒布年月等

エ) 製作項目(製作(印刷)地, 製作(印刷)者, 製作(印刷)年月)

2.4.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.4.0.3 (複製本) 適用 (2.7.3.3 イ), ウ) 参照)

2.4.1 出版地, 頒布地等

2.4.1.1 (出版地, 頒布地等とするものの範囲) 適用

2.4.1.1A 適用

2.4.1.1B 同一出版者に 2 以上の出版地があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、一つの出版地を選定する。2 言語以上で表示されているときは、日本語のものを記録する。

2.4.1.1B 別法 非適用

2.4.1.1C 適用

2.4.1.1E 非適用

2.4.1.1E 任意規定 出版地と頒布地双方の表示があるときは、頒布地を出版地、出版者、出版年月のあとに記録する (2.4.2.1E 任意規定参照)。

2.4.1.1F 加除式資料については、出版地に変化が生じた場合、従来記録していた出版地を変化後の出版地に改める。変化前の出版地は注記する (2.7.3.4エ), 13.4.1.3 参照)。

2.4.1.2 (記録の方法) 日本の出版地は、出版者が所在している市町村名を所定の情報源に表示されているままに記録する。ただし、識別上必要があるときは、都道府県名を付記する。町村名は識別上必要なので必ず付記する。また、同一都道府県に同一町村名があると判明したときは、郡名まで付記する。市名の「市」は記録しない。東京都特別区は「東京」とのみ記録する。

東京

府中 (東京都)

府中 (広島県)

寒川町 (神奈川県)

三和町 (広島県双三郡)

三和町 (広島県神石郡)

Tokyo

2.4.1.2A 古地名、外国地名は所定の情報源に表示されている出版地をそのまま記録する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

2.4.1.2B 外国地名には、識別上必要があるときは、国名、州名を付記する。

2.4.1.2C 出版地が情報源に表示されていないときは、調査等により推定した出版地を補記する。推定できず、代替情報として頒布地も記録できないときは、「出版地不明」と補記する。

2.4.1.2C 任意規定 外国の出版物で出版地が不明のとき、出版国の表示があれば国名を記録する。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。

2.4.2 出版者、頒布者等

2.4.2.1 (出版者、頒布者等とするものの範囲) 適用

2.4.2.1A 適用

2.4.2.1B 適用

2.4.2.1C 2以上の出版者の表示があるときは、顕著なもの、最初のものの順で、一つを選択する。2言語以上の表示があるときは、日本語のものを記録する。

2.4.2.1C 任意規定 記録しなかった出版者は注記する (2.7.3.4ア) 参照)。版表示・刷次の変化にともない出版者に変化が生じた場合、または、セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するときに、出版者に変化が生じた場合は、変化前の出版者を注記する (2.7.3.3.ア), 2.7.3.4ウ) 参照)。情報源により表示形が異なるとき、記録しなかった表示形を注記する。ただし、それが省略形と完全形の違いの場合は注記しない (2.7.3.4イ) 参照)。

2.4.2.1E 非適用

2.4.2.1E 任意規定 頒布者を出版地、出版者に続けて記録する。記録の方法は、出版地、出版者、頒布地、頒布者の順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を付記する。「取次」、「取扱」等は頒布者とはみなさない。

Guam□ : □サンゼン出版, □1997.8. □ ; □東京□ : □マルモ出版 (発売)

2.4.2.1F 加除式資料については、出版者に変化が生じた場合、従来記録していた出版者を変化

後の出版者に改める。変化前の出版者は注記する(2.7.3.4エ), 13.4.2.3参照)。ただし、内部組織名の変更等、重要な変化とみなさない場合には注記を省略する。

- 2.4.2.2 (記録の方法) 出版者は、所定の情報源に表示されている名称を記録する。ただし、法人組織を示す語句や役所・役場の語句および名称を修飾する語句は省略する。内部組織名のみ表示されている不完全な団体名は、必要とみなせば上部組織名を補記する。

丸善(情報源の表示:丸善株式会社)

奥多摩町(情報源の表示:奥多摩町役場)

三好企画(情報源の表示:美術の図書 三好企画)

[社会民主党]機関紙宣伝局(情報源の表示:機関紙宣伝局)

- 2.4.2.2B 外国の出版者は表示のままに記録するが、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。
- 2.4.2.2C 出版者と頒布者双方が所定の情報源に表示されていないときは、「出版者不明」と補記する。ただし、その図書から容易に出版者名が推定できるときは推定した出版者を補記する。
- 2.4.2.2D 頒布者とこれに対応する頒布地が、出版者と出版地に代わるものであるときはこれらを記録し、頒布者に「発売」と付記する。2以上の頒布者の表示があるときは、顕著なもの、最初のもの順で、一つを選択し記録する。記録しなかった頒布者は注記しない。

2.4.3 出版年月、頒布年月等

- 2.4.3.1 (出版年月、頒布年月等とするものの範囲) その図書の属する版が最初に刊行された年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。

1982.7(情報源の表示:1982.7 第1刷発行)

1986.10 第3刷発行)

その図書に初刷の出版年月の表示がなく、2刷以降の出版年月の表示があるときは、その出版年月を記録し、刷次を付記する。刷次の変化にともない、内容の改訂または出版者の変更等書誌的事項に変化があるときは、最新の出版年月を記録し、その刷次を付記する(2.7.3.3ア参照)。

1997.7(第3刷)(情報源の表示:1997.7 第3刷発行)

- 2.4.3.1 任意規定 刷次の違いで出版年月に20年以上差があるときは、最新の出版年月とその刷次を付記する。

1954.9(第19刷:2003.10)

- 2.4.3.1A 図書に出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは、製作(印刷)年月を記録する。この場合、頒布年月と製作(印刷)年月の後ろには「発売」「製作(印刷)」などの役割を示す語を、著作権表示年の前には著作権を示す「c」を付加する。

1988.8印刷

c1988

2.4.3.1A 任意規定 非適用

- 2.4.3.1B 図書に出版年月と頒布年月双方の表示がなく、かつ著作権表示年または製作(印刷)年月の表示がないときは、序文、あとがき等に表示された年を補記する。

[1988]

- 2.4.3.2 (記録の方法) 出版年月は、それが関連する出版者、頒布者等の名称のあとに、「年.月」の形でアラビア数字を用いて記録する。同一年月が出版者と頒布者に共通するときは、出版者の名称のあとに記録する。

- 2.4.3.2A 出版年月は西暦紀年で記録する。

2005.1 (情報源の表示:平成17年1月)

2.4.3.2A 別法 非適用

2.4.3.2B 出版年月が2か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の月または年月をハイフンでつないで記録する。

1996.3-10

1996.3-1997.5

2.4.3.2C 不正確な出版年月は補正したものを記録し、不正確な表示形は注記する(2.7.3.0ア参照)。

2.4.3.2D 出版年月、頒布年月、著作権表示年、製作(印刷)年月および序文、あとがき等に表示された年のいずれも表示がないか、不明のときは、本文等によっておおよその出版年代を推定し、これを補記する。[1972?] [1970頃]の形式は使用せず、不明な部分はハイフンで記録する。

[2000] (2000年と推測)

[197-] (1970年代と推測)

[19--] (1900年代と推測)

2.4.3.2G 加除式資料の場合は、出版開始年月と出版終了年月をハイフンでつないで記録する。刊行中の場合は、出版開始年月のあとにハイフンを付加する(13.4.3.2参照)。

2.4.4 製作項目(製作(印刷)地、製作(印刷)者、製作(印刷)年月)

2.4.4.1 (製作項目とするものの範囲) 製作項目には、その図書が製作(印刷)された土地の名称(製作(印刷)地)、その製作(印刷)に責任を有する個人や団体の名称(製作(印刷)者)、および製作(印刷)された年代、日付(製作(印刷)年月)がある。

2.4.4.1A 出版項目が不明のときに、これに代わるものとして記録する。ただし、それが重要であれば、出版項目に付加して製作項目を記録する。

2.4.4.2 (記録の方法) 非適用

2.4.4.2 別法 製作項目を出版項目の代わりに記録し、製作(印刷)者名に「製作」「印刷」等の語句を付記し、製作(印刷)年月に「製作」「印刷」等の語句を付加する。

[東大阪] □: □近畿大学管理部出版印刷課(印刷), □2003.7印刷

2.5 形態に関する事項

2.5.0 通則

2.5.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。肖像等は注記として記録する(2.7.3.5参照)。挿図、地図等については注記しない。

ア) ページ数、図版数等

イ) 大きさ

ウ) 付属資料

2.5.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.5.1 ページ数、図版数等

2.5.1.1 (記録するものの範囲) 特定資料種別は記録せず、本文のページ数、図版数を記録する。前付け(目次、凡例、前書き等。複製資料の前付けを含む)や広告ページは記録しない。記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。

2.5.1.2 (記録の方法) 適用

2.5.1.2 別法1 非適用

2.5.1.2 別法2 非適用

2.5.1.2A 適用

2.5.1.2B ページ付が2種以上に分かれた図書は、3種までのときは、コンマで区切って記録する。ページ付のない部分は、数えず無視する。ページ付が4種以上のとき、ページ付のない部分が大量にあるとき、ページ付が途中で飛んでいるときは、「1冊」と記録する。

13, 456, 5p

2.5.1.2C ページ付のない図書は、「1冊 (ページ付なし)」と記録する。ただし、本文の枚数が10枚以下のときは、枚数を数えて記録する。

2.5.1.2D 複数冊の全体が一連のページ付となっている図書や、抜刷などのように、包括的な一連のページ付の途中から始まっているページ付は、その最初と最後をハイフンで結んで記録する。この場合、ページ付を示す語「p」は数字の前に記録する。

p362-734

p362-734, 5p

2.5.1.2E 記述対象とする図書が2冊以上からなるときは冊数を記録する。別冊や資料編等を含む場合はその旨を付記する。

2冊 (資料編とも)

2.5.1.2F 本文の一連のページ付に入っていない図版があるときは、本文のページ数のあとにスペースに続けて「図版」とし、そのページ数または枚数を記録する。図版のページ付が複数あるときは、3種まではコンマで区切って記録する。巻頭図版と本文中の図版やノンブルのある図版は、まとめず、別々に記録する。図版が少量のときは、図版の記録を省略する。「少量」とは原則として10枚未満、本文全体が少量のときはその1/10の量を目途とする。

45p△図版 16枚

124, 15, 5p△図版 5, 15, 30p

226p△図版 p61-168

図版のみの図書の場合は、「図版」としてそのページ数または枚数を記録する。ただし、タイトル等で図版集、写真集等とわかる場合は「図版」を省略する。

図版 100p

図版 25枚

2.5.1.2F 別法 非適用

2.5.1.2H 加除式資料は、ページ付があっても「冊 (加除式)」と記録する。複数冊からなる場合も「冊 (加除式)」と記録する (13.5.1.2A 参照)。

2.5.2 挿図, 肖像, 地図等 非適用**2.5.2 別法 1 非適用**

2.5.2 別法 2 肖像について注記する (2.7.3.5イ) 参照。挿図, 地図等については記録しない。

2.5.3 大きさ

2.5.3.1 (大きさとするものの範囲) その図書の外形の高さ。外形の高さとは、カバーやケースを外した本体の背の長さである。方形以外の変型本は最大部分の長さを大きさとする。

2.5.3.2 (記録の方法) センチメートルの単位で、小数点以下の端数を切り上げて記録する。

2.5.3.2A 大きさの異なる複数の図書があるときは、最小のものと最大のものをハイフンで結んで記録する。

18-24cm

2.5.3.2B 高さが10cm未満の図書はセンチメートルの単位で小数点以下1桁まで記録する。

8.5cm

8.0cm

2.5.3.2C 柘形本(正方形),縦長本(縦が横の2倍以上),横長本は,縦,横の長さを「×」印で結んで記録する。

15×15cm

30×12cm

15×20cm

15×25-20×30cm

2.5.3.2D 巻ものは料紙の高さを,畳ものは上げた形の縦,横の長さを「×」印で結んで記録する。畳ものは,折りたたんだときの外形の縦,横の長さを付記する。折本は縦の長さを記録する。

48×30cm(折りたたみ24×15cm)

26×26cm(2つ折26×13cm)

2.5.3.2E 加除式資料については,大きさに変化が生じた場合,従来記録していた大きさを変化後の大きさに改める。

2.5.4 付属資料

2.5.4.1 (付属資料とするものの範囲) 適用

2.5.4.2 (記録の方法) 付属資料の数量を記録する。必要に応じて資料の種類・特性やタイトル・責任表示,ISBNを記録し,大きさ等を付記する。CD-RはCD-ROMと記録する。

CD-ROM1枚(12cm)

ビデオカセット1巻(VHSタイプ)

フレキシブル・ディスク1枚(3.5インチ)

カセット・テープ1巻

図4枚

30p:著作権法

2.5.4.2 別法1 非適用

2.5.4.2 別法2 非適用

2.5.4.3 加除式資料については,付属資料の数量を記録しない。

2.6 シリーズに関する事項

2.6.0 通則

2.6.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と,その記録順序は次のとおりとする。

ア) 本シリーズ名

イ) 並列シリーズ名

ウ) シリーズ名関連情報

エ) シリーズに係る責任表示

オ) シリーズのISBN,ISSN

カ) シリーズ番号等およびシリーズの部編名

キ) 下位シリーズの書誌的事項

2.6.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.6.0.3 (2以上のシリーズ表示) 適用(2.0.2.3A参照)

2.6.1 本シリーズ名

2.6.1.1 (本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されているシリーズ固有の名称。ロゴマーク等は本シリーズ名とはみなさない。

角川文庫

日本図書館学講座
別冊歴史読本

2.6.1.1A 適用

2.6.1.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する (2.1.1.2 参照)。

2.6.2 並列シリーズ名

2.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の別言語および別の文字 (またはその一方) のシリーズ名 (2.1.3.1 参照)。ただし、装飾的なものおよび本シリーズ名が出版者シリーズ (出版者の名称を冠した、特定のテーマを持たないシリーズ名) の場合は採用しない。

2.6.2.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する (2.1.3.2 参照)。

2.6.2.2 別法 非適用

2.6.3 シリーズ名関連情報

2.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。シリーズのキャッチフレーズ等は関連情報とみなさない (2.1.4.1 参照)。

2.6.3.1A 適用

(日本歴史叢書□ : □新装版)

2.6.3.2 (記録の方法) 適用 (2.1.4.2 参照)

2.6.4 シリーズに関係する責任表示

2.6.4.1 (シリーズに関係する責任表示とするものの範囲) 適用 (2.1.5.1 参照)

2.6.4.1A 本シリーズ名およびシリーズ名関連情報中表示されている著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する (2.1.5.1A 参照)。

2.6.4.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録する。情報源に表示されていない語句等を、必要とみなせば補記する。情報源の表示に役割を示す語句がないとき、またはシリーズ名と責任表示に記録した個人や団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する (2.1.5.2, 2.1.5.2D 参照)。

2.6.4.2 別法 非適用

2.6.5 シリーズの ISBN, ISSN

2.6.5.1 (シリーズの ISBN, ISSN とするものの範囲) ISBN は日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN で、セットもの全体またはシリーズに付与されたもの。ISSN は ISSN ネットワークが当該シリーズに付与する ISSN (2.8.1.1 参照)。

2.6.5.2 (記録の方法) 2.8.1.2 による。セットもの全体またはシリーズに付与された ISBN は、「set」と付記して記録する。不正確な番号が表示されている場合は、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、エラーコードとして記録する (2.8.1.1B, 2.8.1.2 任意規定参照)。

4-123456-78-X (set)

0027-9135

2.6.6 シリーズ番号等およびシリーズの部編名

2.6.6.1 (シリーズ番号等およびシリーズの部編名とするものの範囲) シリーズ番号等は、その図書の、シリーズ内における番号等による順序づけ (巻次, 回次, 年次等を含む) である。番号の前後に、それを修飾する語句がついているものもある。出版者シリーズのうち、シリーズ名に「文庫」または「新書」が含まれるもののシリーズ番号等は記録しない。シリーズの部編名 (「付録」等の従属タイトルを含む) もシリーズ番号等と同様に扱う。

2.6.6.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに記録するが、数字はアラビア数

字とし、大文字の使用法は当該言語の慣行に従う(2.1.6.2参照)。

2.6.6.2A 非適用

2.6.7 下位シリーズの書誌的事項

2.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名。

本シリーズ名とともに表示されていなくてもよい。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

2.6.7.2 (記録の方法) 本シリーズに続けて、本シリーズと同様に記録する(2.6.1.2参照)。

2.6.7.2 別法 非適用

2.6.7.2A 下位シリーズの並列シリーズ名、シリーズ名関連情報、責任表示は、本シリーズに関する事項と同様に記録する(2.6.2.2, 2.6.3.2, 2.6.4.2参照)。

2.6.7.2B 下位シリーズ内のシリーズ番号等および部編名の記録は2.6.6.2による。

2.9 各巻に関する事項

2.9.0 通則

セットもので、単行レベルに、総合タイトルがなく2以上の著作のタイトルがあるものや固有のタイトルとはみなせないものが含まれており、集合単位を分割して記録を作成するときに(2.0.2.2別法B参照)、2以上の著作のタイトルや固有のタイトルとはみなせないものを各巻タイトルとみなし、関連する事項を各巻に関する事項として記録する。このとき、セットものの他の各冊の固有のタイトルも、同様に各巻タイトルとみなす。

2.9.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 各巻タイトル
- イ) 各巻並列タイトル
- ウ) 各巻タイトル関連情報
- エ) 各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名
- オ) 各巻に係る責任表示

2.9.1 各巻タイトル

2.9.1.1 (各巻タイトルとするものの範囲) 所定の情報源に表示されている各巻の名称。目次的な内容の列記等は各巻タイトルとみなさない(2.1.1.1参照)。

2.9.1.1A 各巻タイトルは、単行書誌レベルを記述対象とした場合に選定する本タイトルと一致させる。

2.9.1.2 (記録の方法) 2.1.1.2による。

2.9.2 各巻並列タイトル

2.9.2.1 (各巻並列タイトルとするものの範囲) 各巻タイトルの別言語および別の文字(またはその一方)のタイトル(2.1.3.1参照)。

2.9.2.2 (記録の方法) 必要とみなした場合に記録する。記録の方法は2.1.3.2による。

2.9.3 各巻タイトル関連情報

2.9.3.1 (各巻タイトル関連情報とするものの範囲) 各巻タイトル関連の情報(2.1.4.1参照)。

2.9.3.1A 各巻に係る版表示は、各巻タイトル関連情報として記録する。

2.9.3.2 (記録の方法) 必要とみなした場合に記録する。記録の方法は2.1.4.2による。

2.9.5 各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名

2.9.5.1 (各巻巻次、回次、年次等および各巻部編名とするものの範囲) 各巻巻次、回次、年次等は、各巻タイトルに付された番号等による一定の順序づけ(2.1.6.1参照)である。各巻部編名(「付録」等の従属タイトルを含む)も各巻巻次、回次、年次等と同様に扱う。

2.9.5.2 (記録の方法) 2.1.6.2による。

2.9.4 各巻に関係する責任表示

2.9.4.1 (各巻に関係する責任表示とするものの範囲) 各巻に関係する責任表示のすべて(2.1.5.1参照)。

2.9.4.1A 各巻タイトルおよび各巻タイトル関連情報中表示される著者名等は、著作責任が強いとみなせば、責任表示としても記録する。役割を示す語句は補記する。

2.9.4.2 (記録の方法) 2.1.5.2による。責任表示が情報源にない場合、必要とみなせばこれを補記する。

2.7 注記に関する事項

2.7.0 通則

2.7.0.1 (書誌的事項) 記録すべき注記とその記録順序は以下のとおりとする。

ア) 下記の特項に属さない注記

イ) タイトルに関する注記

ウ) 責任表示に関する注記

エ) 版および書誌的来歴に関する注記

オ) 出版・頒布等に関する注記

カ) 形態に関する注記

キ) 内容に関する注記

2.7.0.2 (区切り記号法) この適用細則では規定しない。

2.7.1 注記

2.7.1.1 (注記とするものの範囲) 適用

2.7.2 記録の方法

2以上の注記があるときは、それらが関連する書誌的事項の記録順序(すなわち、タイトル、責任表示、版表示……の順)に従って、記録の順序を定める。ただし、誤記、誤植に関する注記のように、タイトル以下の特定事項に属さない注記はその内容にかかわらず、最初に記録する。特定の事項に関する複数の注記は、スペースに続けて記録する。

2.7.2.1 (2以上の特定事項に関する注記) 2以上の特定の事項に関する注記は、一括して記録することができる。

タイトル・責任表示は簡体字表記

2.7.3 注記の種類

2.7.3.0 (下記の特項に属さない注記)

ア) 誤記、誤植(2.0.6.6, 2.4.3.2C参照)

本タイトル、責任表示、出版年月の誤記、誤植は正しい形を記録し、誤った形とその情報源を注記する。すべての情報源が誤植であるときは、情報源の注記を省略する。その他の書誌的事項については、説明が必要な場合に注記する。

標題紙のタイトル(誤植): 循環共生社会システムと里地・里山の役割

責任表示(誤植): 森岡由紀子

出版年月(誤植): 1936.5

イ) 本文の言語

①本タイトルおよびタイトル関連情報が日本語以外の言語の場合(2.1.1.1ウ)参照

本文は日本語

②併記(2.1.3.1ア)参照

英語併記 (本タイトルが日本語, 本文が併記の場合)

日本語・英語併記 (タイトルが英語, 本文が併記の場合)

③併載 (論文集に英語論文が含まれている場合等)

英語併載

ウ) 会期・会場 (講演集, 会議録, 展覧図録等の著作の成立に関わるもの)

会期・会場: 1995年4月10日-25日△奈良国立博物館

エ) その他記述一般に関する注記

①委託

経済産業省の委託による

特許庁委託

委託先: 三菱総合研究所

②情報源に表示されている巻末付録等

付・湯之谷村の文化財

③その図書の成立に関する事柄 (2.2.1.1Bイ) 参照)

特別編集

記念出版

限定版

私家版

2.7.3.1 (タイトルに関する注記)

ア) 情報源によってタイトルの表示が異なるときは, 記録しなかった他のタイトルおよび情報源を注記する。ただし, 他のタイトルが2種類以上ある場合は, それらのタイトルおよび情報源は注記せず, 本タイトルの情報源のみを注記する。タイトルの違いが微細なときは注記しない。異なるタイトルが並列タイトル, タイトル関連情報, シリーズ名, 各巻タイトルの場合は注記しない (2.1.1.1E参照)。

奥付のタイトル: 旗本木下家ハンドブック

標題紙のタイトル: プロGRESSIVE独和辞典

タイトルは奥付による

所定の情報源以外からタイトルを記録したときは, その情報源を注記する (2.1.1.2B参照)。

タイトルは外箱による

イ) セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するとき, タイトルが途中で変更した場合は, 変更前のタイトルを注記する。

平成15年版のタイトル: 知って得する個人事業者確定申告

ウ) 表示のとおり転記することが不可能な文字, 記号等がタイトルに使用されている場合は, 注記する (2.0.6.3, 2.0.6.5参照)。

タイトルは簡体字表記

タイトルはハングル表記

エ) 翻訳書の原タイトル。大文字の使用法は当該言語の慣行に従う。最後にピリオドを付す。巻次・版表示等がある場合は付記する。中国語, ハングル, アラビア語等の場合は記録しない (2.1.3.1イ) 参照)。

原タイトル: □The△European△economy△1914-2000. (4th△ed.)

サブタイトルは原則として記録しない。必要とみなせば, タイトルの後にコロンに続けて記録する。

原タイトル：□Diana : her△new△life.

重訳の場合は原タイトルを繰り返す。

原タイトル：□L'arsenal de la democratie. (重訳) △An arsenal for democracy.

別タイトルの初語は大文字とする。接続詞の前後にカンマを付す。

原タイトル：□Victor, ou, Les△enfants△au△pouvoir.

原タイトル：□Sherlock△Holmes△vs. △Dracula, or, The△adventure△of△the△sanguinary△count.

オ) 別冊である続編、補遺、索引のタイトルと正編または本編のタイトルが異なるときは、正編または本編のタイトルを注記する (2.1.1.1B 参照)。

「橙黄抄」(平成5年刊)の続

カ) 巻次等および部編名によりサブタイトルが異なるときは、そのサブタイトルを注記する (2.1.4.2, 2.1.6.3 参照)。

サブタイトル：生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政

「3」のサブタイトル：多様化する種類・特性・加工性と用途拡大の実態

キ) 遺跡発掘調査報告書のタイトルの上部または前方に表示されている地名 (2.1.1.1Dイ) 参照)。

石川県白峰村所在 (本タイトル：桑島館跡)

ク) 加除式資料の本タイトルに変化が生じた場合、変化前のタイトルを注記する (2.1.1.1F, 13.7.3.1カ) 参照)。

平成13年までのタイトル：破産・和議の実務

2.7.3.2 (責任表示に関する注記)

ア) 情報源によって異なる責任表示。記録しなかった責任表示とその情報源を必要とみなせば注記する (2.1.5.2A 参照)。

イ) 責任表示に記録しなかった著者や間接的な著作関与者を必要とみなせば注記する (2.1.5.1 参照)。複数のときは、役割ごとに最初の一つを選択して記録し、他は「ほか」として省略する。

主催：内閣府ほか

執筆：平田勇人ほか (分担執筆者)

ウ) 表示のとおり転記することが不可能な文字、記号等が責任表示に使用されている場合は、注記する (2.0.6.3, 2.0.6.5 参照)。

責任表示は簡体字表記

責任表示はハングル表記

エ) 加除式資料の責任表示に変化が生じた場合、変化前の責任表示を注記する。ただし、内部組織名の変更等、重要な変化とみなさない場合には注記を省略する (2.1.5.1F, 13.7.3.1Aエ) 参照)。

2000年までの編者：文部省

2.7.3.3 (版および書誌的来歴に関する注記)

記述対象とする図書と他の版または他の図書との関係について、以下の事項を注記する。

ア) 版および書誌的来歴

①改題・改訂等

「13番目の証人」(日本文華社昭和51年刊)の改題

「子宮内膜症」(2001年刊)の改訂版

「国文学 第39巻12号」と同内容

「国文学 第39巻12号」改装版

②版表示・刷次の変化にともない出版者が変化した場合(2.4.2.1C任意規定, 2.4.3.1参照)。

初版の出版者：金子書店

イ) 複製本

複製された原本を特定するために必要な書誌的事項を注記する。(2.1.0.3, 2.4.0.3参照)。
書誌的事項が不明のときは、複製である旨のみ注記する。

新詩社明治33-41年刊の複製

長崎書店昭和16年刊の複製に増補したもの

「薬祖神のゆかり」(薬祖敬神会昭和58年刊)の複製を含む

東北大学付属図書館蔵の複製(注：個人蔵の場合は複製である旨のみ記録する)

複製

複製および翻刻

原本：内外出版印刷出版部昭和18年刊(注：複製または復刻であることを示す版表示があるとき)

「宗教大鑑」(読売新聞社昭和7年刊)の復刻版(注：情報源に複製または復刻であることを示す版表示があるが、改題しているとき。版表示としては記録しない)

ウ) オンデマンド出版物(2.1.0.3, 2.2.1.1Bウ), 2.4.0.3参照)

オンデマンド版

POD版

1980年刊(第2刷)を原本としてオンデマンド出版したもの

1993年刊(3訂増補版2刷)を原本としたオンデマンド版

1986年刊を改訂してオンデマンド出版したもの

「近世漢方医学書集成 9」1985年刊(第2刷)の抜粋を原本としたオンデマンド版

エ) 加除式資料の版表示に変化が生じた場合、変化前の版表示を注記する(2.2.1.2A, 13.7.3.2Aイ)参照)。

2.7.3.4 (出版・頒布等に関する注記)

ア) 記録しなかった出版者を注記する。複数表示されているときは、最初の一つを選択して記録し、他は「ほか」として省略する(2.4.2.1C任意規定参照)。

共同刊行：講談社インターナショナル

発行所：新風書房(情報源の表示 発行者 一心寺 発行所 新風書房)

イ) 情報源により出版者の表示形が異なる場合、記録しなかった表示形を注記する。ただし、省略形による差異等は記録しない(2.4.2.1C任意規定参照)。

標題紙・背の出版者表示：Spike

ウ) セットもの等の集合単位を分割して記録を作成するときに、出版者に変化が生じた場合は、変化前の出版者を注記する(2.4.2.1C任意規定参照)。

第1巻の出版者：中央アート出版社

1990年版までの出版者：日本リサーチデータバンク

エ) 加除式資料の出版地・出版者に変化が生じた場合、変化前の出版地・出版者を注記する。

ただし、出版者の内部組織名の変更等、重要な変化とみなさない場合には注記を省略する(2.4.1.1F, 2.4.2.1F, 13.7.3.4参照)。

2.7.3.5 (形態に関する注記)

ア) 特殊なページ付

左右同一ページ付
 左右反転ページ付
 片面印刷(偶数ページが空白)

イ) 肖像, はり込図等

肖像あり
 おもに図
 折り込5枚(形態に関する事項の図版数として記録しない場合)
 はり込図13枚
 はり込写真30枚
 裂地見本127枚貼付

ウ) 印刷, 複写の種類

謄写版(手書きの場合)
 電子複写
 青写真

エ) 特殊な形態

変型本
 バナナ型本

オ) 装丁

ルーズリーフ(加除式は省略する)
 和装
 革装
 ハードカバー(同一内容のものが装丁を変えて出版された場合の識別のため)
 折本
 折本仕立(図書の形態で, 本文の部分が折りたたまれているもの)

カ) 容器(必要とみなした場合)

帙入
 箱入
 外箱入
 ホルダー入

2.7.3.6(シリーズに関する注記) 非適用

2.7.3.7(内容に関する注記)

ア) 内容細目 順序付け, タイトル, 巻次等, 責任表示, 注記を記録する。タイトルの記録の方法は2.1.1.2による。サブタイトルは, 必要とみなせば記録する。記録の方法は2.1.4.2による。責任表示の記録の方法は2.1.5.2によるが, 同一の役割を果たしている個人・団体が複数表示されているときは, 3までのときはそのまま記録する。4以上のときは, 主なもの, または最初の名称一つを記録し, 他は「ほか」として省略する。

イ) その図書に文献, 著作目録, 年譜, 年表が含まれているときは注記する。

文献あり
 著作目録あり
 年表あり

ウ) その図書について解題する必要があるときは注記する。

2.8 ISBN, ISSN, 入手条件に関する事項

2.8.0 通則

2.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) ISBN
- イ) ISSN
- ウ) 入手条件・定価

2.8.0.2 (区切り記号) この適用細則では規定しない。

2.8.1 ISBN, ISSN

2.8.1.1 (ISBN, ISSN とするものの範囲) ISBN は、日本図書コードのうち ISBN の文字を冠した部分およびその他の国で付与された ISBN。ISSN は、ISSN ネットワークが付与する ISSN (年刊等の場合。2.0.2.2 別法 B 参照)。

2.8.1.1A その図書に 2 以上の国別記号を持つ ISBN が表示されているときは、日本の国別記号 (4) をもつ ISBN を記録する。

2.8.1.1A 任意規定 日本の国別記号をもつ ISBN が表示されていないときは、表示されている ISBN を記録する。

2.8.1.1B その図書がセットものに属するときは、単行書の ISBN を記録し、次にセットもの全体に付与された ISBN を「set」と付記して記録する。

単行書の集合を記述の対象とするとき、各巻の ISBN には、必要に応じて巻次等および部編名を付記する。

2.8.1.2 (記録の方法) ISBN は、ハイフンで区切った形で記録する。ISSN は、8 桁の数字を 4 桁ずつハイフンで区切った形で記録する。

4-8204-8206-8

0027-9135

2.8.1.2 任意規定 不正確な番号が図書に表示されていても、正しい番号が判明すればこれを記録し、不正確な番号は、エラーコードとして記録する。

2.8.3 入手条件・定価

2.8.3.1 (記録するものの範囲) 情報源に表示されている定価 (本体価格) およびその図書の入手可能性を示す語句もしくは数字による表現。本体価格がなく税込価格が表示されているときは、税込価格を記録する。発行されてから 5 年以上たつ図書の価格は、原則として記録しない。セット価格は、単行書の集合を記述の対象とする場合に記録する。

2.8.3.1A 加除式資料の価格は記録しない。

2.8.3.2 (記録の方法)

2.8.3.2A 価格の数字に「円」を付加して記録する。単行書の集合を記述の対象とする場合、セット価格は「全〇〇〇円」、各巻価格が表示されている場合は「各〇〇〇円」(同一価格の場合)、または「〇〇円; ××円」(巻により価格が異なる場合) と記録する。集合単位を分割し物理単位を記述の対象とする場合で、セット価格のみの表示しかないときは、価格を記録しない。

2.8.3.2B 適用

2.8.3.2C 非売品はその旨を記録し、無償については記録しない。非売品の表示と価格の双方があるときは、「非売品」と記録する。

(書誌調整課データ標準係)

逐次刊行資料の書誌データにおけるアクセスポイントの拡充 および著者名典拠レコードとのリンクについて

当館では全国書誌サービス推進の一環として、作成・提供する書誌データの品質改善を行っている。逐次刊行資料の書誌データにおいても、平成16年度よりアクセスポイントの拡充や著者名典拠レコードとのリンクを順次すすめているところである。以下に現在までの変更点を列記する。

1. タイトルおよびタイトル標目について

タイトル関連情報や並列タイトル中の語句に変更があった場合は、「並列タイトルの変更あり」「タイトル関連情報の変更あり」と注記する。必要に応じて、最新号で表示されていない並列タイトル、タイトル関連情報を(中略)注記する。^(注1)

変更後：注記したタイトルはタイトル標目としているが、「必要に応じて」の範囲を拡大し、タイトル標目に採用する数を増やした。(平成17年1月から)

- 【例】 本タイトル： i-Bo
 v. 1のタイトル関連情報： museum journal of boninology
 v. 2以降のタイトル関連情報： journal of boninology

	従前	変更後
タイトル関連情報の記述	journal of boninology	journal of boninology
注記の記述	タイトル関連情報の変更あり	タイトル関連情報変遷: museum journal of boninology (v. 1)
タイトル標目	journal of boninology	journal of boninology museum journal of boninology

2. 著者、编者、出版者および著者標目について

(1) 記録する団体名の数について

一つの責任表示に記録する団体名の数が3までのときはそのまま記録し、4以上のときは、主なものもしくは最初の名称一つを記録し、他は[ほか]と補記して省略する。^(注2)

変更後：適用細則を改訂して表示のままにすべてを記録し、そのすべてを著者標目とすることとした。^(注3) (平成17年3月から)

(2) 団体名に変化があった場合の注記について

責任表示中の語句に変化があったときは、著作の種類を示す語(編等)ごとに、「編者の変更あり」「監修者の変更あり」のように注記する。必要に応じて、最新号で表示されていない編者等を(中略)注記する。^(注4)

変更後：注記した責任表示は著者標目としているが、「必要に応じて」の範囲を拡大し、著者標目に採用する数を増やした。(平成16年12月から)

- 【例】 本タイトル：安全の指標
 平成12年度までの編者：労働省労働基準局
 平成16年度までの編者：厚生労働省労働基準局
 平成17年度以降の編者：中央労働災害防止協会

	従前	変更後
責任表示(編者)の記述	中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会
注記の記述	編者の変更あり	編者変遷：労働省労働基準局(-平成12年度)→厚生労働省労働基準局(平成13年度-平成16年度)
著者標目	中央労働災害防止協会	中央労働災害防止協会 厚生労働省労働基準局 労働省労働基準局

(3) 出版者によみを付与する。(平成16年11月から)

(4) 著者名典拠レコードとのリンクを行う。(平成17年3月から)

逐次刊行資料の著者標目は、従来は典拠ファイルによる管理を行っていなかったが、平成17年3月から和図書と同じ典拠ファイルを使用し、著者標目と典拠レコードとのリンクを開始した。

以上により逐次刊行資料の書誌データの内容が充実し、NDL-OPAC においては一般資料検索の各項目において、次のような検索性の向上が期待される。

- ・「タイトル」…最新号で表示されていない並列タイトル・タイトル関連情報等でも検索が可能。
- ・「著者・編者」…最新号で表示されていない著者・編者でも検索が可能。著者名典拠レコードとのリンクにより、従来よりも網羅的な検索が可能。
- ・「出版者」…出版者のよみでも検索が可能。

(逐次刊行物課整理係)

(注1) 『日本目録規則 1987年版改訂2版』第13章適用細則 13.7.3.1エ)。『全国書誌通信』No.117(2004.3.15)

(注2) 同 13.1.5.1C

(注3) 改訂後の条文は本号p.32を参照。

(注4) 『日本目録規則 1987年版改訂2版』第13章適用細則 13.7.3.1Aイ)

国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」 第 13 章適用細則の改訂について

国立国会図書館「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版」第 13 章適用細則（『全国書誌通信』No.117：2004.3.15）を次のように改訂し、平成 17 年 3 月から適用している。

<改訂前>

13.1.5.1C 一つの責任表示に記録する団体名の数があるときはそのまま記録し、4 以上のときは、主なものもしくは最初の名称一つを記録し、他は[ほか]（外国語形は「et al.」）と補記して省略する。

<改訂後>

13.1.5.1C 一つの責任表示における団体名は、表示のままにすべて記録する。

（書誌調整課データ標準係）

問合わせ先

国立国会図書館
書誌部書誌調整課総括係

（ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>）
電話 03（3581）2331 内線（25111）

全国書誌通信（不定期刊）

No.122 2005年11月30日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

*この刊行物は再生紙を使用しております